

(3) 許可期間と手数料

- ・ 広告物は、その種類によって許可期間と手数料が定められています。
- ・ 申請手数料は、新規、変更、更新の各許可申請の際に必要となり、申請の際に納付しなければなりません。

広告物の種類	単 位	手数料の金額	許可期間
看板、広告板、広告塔			
5㎡未満	1枚・1基につき	1,000円	2年以内
5㎡以上から10㎡未満	1枚・1基につき	2,000円	
10㎡以上	1枚・1基につき	3,000円 15㎡を超えるものは、3,000円に 15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに 1,000円を加算した額とする	
アーチによるもの	1基につき	4,000円	2年以内
宣伝車	1台につき	2,000円	1年以内
電柱・街灯利用広告物	1個につき	300円	
標識利用広告物	1個につき	300円	
車体利用広告物	1個につき	300円	
アドバルーン	1個につき	800円	3月以内
広告幕	1枚につき	300円	
のぼり・旗	1個につき	300円	
貼紙・貼札	100枚につき 100枚未満であるときは 100枚とする	300円	
その他の広告物	1枚(基、個)につき	300円	

(4) 許可期間の更新

許可期間経過後も引き続き掲出する場合には、許可期間が3月を超え2年以内のものは、期間満了の30日前、その他のものにあつては10日前までに許可期間の更新手続きが必要です。

(5) 完了の届出(条例第18条)

看板、広告板、広告塔、アーチによる広告物について、市長の許可を受け、広告物等の取り付けが完了したときは、屋外広告物取付完了届に当該広告物等のカラー写真を添付して、速やかに市長に届け出なければなりません。

12. その他の事項

(1) 管理義務(条例第19条)

掲出者や管理者は、広告物等の補修、その他必要な管理を怠らないようにして、良好な状態に保持しなければなりません。

◆管理者設置届(条例第20条、第21条)

- ・ 屋外広告物等を掲出する場合は、必ず広告物等を管理する者を置かなければなりません。
- ・ 管理者を設置した場合は、遅滞なく市長に屋外広告物管理者設置届を提出する必要があります。
- ・ 掲出者の変更や管理者に氏名や住所の変更があつた場合も、遅滞なく市長に屋外広告物表示・設置者(管理者)変更届を提出しなければなりません。

(2) 広告物等の除却義務(条例第22条第1項)

屋外広告物等を掲出する者又は管理する者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければなりません。

- ①許可期間が満了したとき
- ②許可が取り消されたとき
- ③広告物等の掲出が必要でなくなったとき
- ④経過措置期間が経過したとき

◆除却等の届出(条例第22条第2項)

屋外広告物を除却した者は、遅滞なく市長に屋外広告物除却(滅失)届を提出しなければなりません。

(3) 措置命令(条例第23条第1項)

条例の規定に違反する広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却などの是正措置を求め、これに応じない場合には強制的に撤去することがあります。

(4) 違反の表示等(条例第36条)

市長は条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した広告物等に、当該広告物が違反した旨を表示することがあります。また、市長は、広告物等の掲出者や管理者が条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した場合は、その内容について公表することができます。

(5) 罰則(条例第38条から第41条)

次のような場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

- ◇許可が必要なのに許可を受けなかったとき
- ◇禁止されている地域や物件に掲出したとき
- ◇市長の改修、移転、除去の命令に違反したとき

など

13. 経過措置

改正丹波篠山市屋外広告物条例の施行前に許可を受けた広告物のうち、改正条例の許可基準で適合しなくなった広告物については、条例施行後3年間(広告板、広告塔などの堅固なものは5年間)に限り改正前の許可基準で引き続き許可を受けることができます。

この期間終了までに許可基準に適合するための改修や除却を行う場合、別途助成制度があります。

